

会員規程

新旧対照表

旧規程
2012年5月31日改訂

新規程
2023年1月31日改訂

(目的)

第1条 この規定は、日本ファンドレイジング協会の定款第2章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について、定款第46条に基づいて定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会に出席して意見を述べる権利
- (2) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利。
- (3) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利

2 運営会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会において議決に加わる権利
- (2) 総会開催請求権

(会員の義務)

第4条 運営会員及び賛同会員は、本会員規定第6条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、入会月より翌年の入会前月までの1年間の会費をいう。

2 定款第5条による会費は、次のとおりとする。

- (1) 運営会員の会費は2万4千円とする
- (2) 賛同会員個人の会費は、1口1万2千円を1口以上とする・
- (3) 賛同会員NPOの会費は、1口1

(目的)

第1条 本会員規程は、日本ファンドレイジング協会の定款第2章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について、定款第46条に基づいて定める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会に出席して意見を述べる権利
- (2) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利
- (3) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利

2 運営会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会において議決に加わる権利
- (2) 定款第13条第2項第2号の総会開催請求権

(会員の義務)

第4条 運営会員及び賛同会員は、本会員規程第6条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、入会月より翌年の入会前月までの1年間の会費をいう。

2 定款第5条による会費は、次のとおりとする。

- (1) 運営会員の会費は2万4千円とする
- (2) 賛同会員個人の会費は、1口1万2千円を1口以上とする
- (3) 賛同会員非営利組織の会費は、1口1万

万2千円を3口以上とする。

(4) 賛同会員企業の会費は、1口1万2千円を5口以上とする。

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を入会月に納入しなければならない。

(滞納措置)

第7条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

(1) 6ヶ月滞納の時点で、本会員規定第3条第1項第3号に掲げる情報の送付および会員特典を停止する。

(2) 1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款第8条第2項に基づき退会とみなす。

(変更)

第8条 この規定の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 この規定は、2009年4月1日から施行する。
2009年3月25日制定
2010年6月10日改訂
2012年5月31日改訂

2千円を3口以上とする

(4) 賛同会員企業の会費は、1口1万2千円を5口以上とする

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(滞納措置)

第7条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

(1) 会費納入期限の翌日から会費が納入されるまでの間、協会HP上にて掲載の会員特典を停止する

(2) 会費納入期限後6ヶ月以内に会費が納入されない場合、会費納入期限後7ヶ月目から会費が納入されるまでの間、第3条第1項第2号及び第3号の権利を停止する

(3) ファンドレイザー資格を保有している場合、会費納入期限後6か月以内に会費が納入されない場合、同資格は失効する

(4) 会費納入期限1年以内に会費が納入されない場合は、定款第9条第2項に基づき会員資格を喪失するものとする

(改変)

第8条 本会員規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 本会員規程は、2009年3月25日に制定し、2009年4月1日から施行する。
2 2010年6月10日改訂
3 2012年5月31日改訂
4 2023年1月31日改訂